

学齡期の発達障害児への「切れ目のない支援」
を実現するための連携・協働のあり方

(中間報告)

令和元年 7 月

仙台市発達障害者支援地域協議会

学齡期における連携のあり方検討部会

目次

I	はじめに	2
II	学齢期の発達障害児支援を取り巻く現状及び課題	3
1	学齢期の発達障害児を取り巻く現状	3
(1)	特別支援教育	3
(2)	放課後支援	4
(3)	発達相談支援センターの相談支援	5
2	学齢期の切れ目ない支援を推進していくために行われている取組み	7
(1)	関係機関同士の連携を推進する場づくり	7
(2)	各分野におけるコーディネーターの配置	7
(3)	子どもの育ちを支えるための支援計画の作成	8
3	学齢期の切れ目ない支援を推進する上での課題	8
(1)	支援を必要とする対象の広がり	8
(2)	多機関同士の連携における課題	9
(3)	情報共有および連携ツールの活用における課題	9
(4)	成人期から見えてくる課題	10
III	課題解決のために必要となる視点	10
1	目指すべき学齢期における支援の姿	10
2	必要な視点	11
IV	子どもの育ちを支えていくために必要となる支援体制の充実	11
1	分野や立場を超えた連携協働を進めるために必要となる地域の支援体制の整備 (連携協働を推進するための場)	11
2	コーディネート機能の強化	12
3	支援を引き継ぐための情報共有・引継ぎの強化	13
4	人材養成の必要性	14
V	令和元年度の実施の方針	14
1	部会で議論を継続する方針	15
2	関係機関による具体的取組みについて	15

参考資料： 1 部会委員名簿

発達障害者支援地域協議会部会 中間報告書

I はじめに

本市では、発達障害児者本人および家族の願いを中心に、地域で安心して暮らせることを実現するために、様々な取組を進めてきている。従来より発達相談支援センター連絡協議会にて、様々な検討を重ねてきており、市民および関係者との連携協働を大切にしながら様々な課題の検討を行ってきた。

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法が改正されたことに伴い、都道府県・政令市が発達障害児者の支援体制整備にあたっての課題を協議する場として発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」とする）を設置することとされた（発達障害者支援法第 19 条の 2 第 1 項）。本市においては、発達相談支援センター連絡協議会にて様々な地域課題を検討してきたが、法改正を機にそれを発展的に解消し、市の第 5 期障害福祉計画にも定め、平成 30 年度より本協議会を設置した。

本協議会は、発達障害児者支援体制整備に関する情報共有及び検討を行うとともに、関係機関等の連携の緊密化を図ることとしている。協議会が設置されたことに伴い、従来よりも広く本市における発達障害児者支援の課題を検討することを目途とする。

平成 30 年度の協議会においては、学齢期では就学後に学習面や集団行動における課題が顕在化するケースが増加している。また子ども本人だけではなく、家族支援も含めた丁寧な家族支援が必要な場面が増えており、他機関連携で支援を展開していく必要があるとの議論がなされた。具体的な検討内容としては、連携・協働に必要な支援を引き継ぐための情報共有の在り方、コーディネーターに期待される役割などがあげられ、これらを 2 年間にわたり検討していくため、「学齢期における連携のあり方検討部会(以下「部会」という。)」を設置した。部会では「学齢期の発達障害児への「切れ目のない支援」

を実現するための連携・協働のあり方」をテーマとし、子育て・教育・福祉分野における支援の現状及び課題について整理するとともに、発達障害児が安心して地域で生活するための体制づくりのあり方の議論を重ねてきている。この中間報告は平成 30 年度の当部会での検討内容と、それを受けて行ったいくつかの取組みについて述べるとともに、令和元年度にさらなる議論を深める方向性についてまとめたものである。

令和元年 7 月

支援の充実のため各機関との連携を推進する役割を果たすのがコーディネーターである。

学校では「特別支援教育コーディネーター」、児童館では「児童館特別支援コーディネーター」、福祉では生活全体を見渡す役割を果たすコーディネーター「相談支援専門員」、各相談支援機関における「相談員」が担っている。このように各機関は様々な職名で呼んでいるが、本報告ではそれらを「コーディネーター」と総称していく。

II 学齢期の発達障害児支援を取り巻く現状及び課題

1 学齢期の発達障害児を取り巻く現状

(1) 特別支援教育

平成 19 年度に特殊教育から特別支援教育への制度の転換が行われたが、この間小・中学校の特別支援学級と通級指導教室児童生徒数は年々増加している。平成 30 年度は平成 19 年度の 1.5 倍となっている(図 1)。また、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の診断があり保護者から支援の申し出のある児童生徒も年々増加している。保護者からの申し出はないものの、学校が配慮を必要と判断している児童も年々増加しており、通常の学級の中でも多様なニーズに対応することが求められている状況といえる(図 2)。

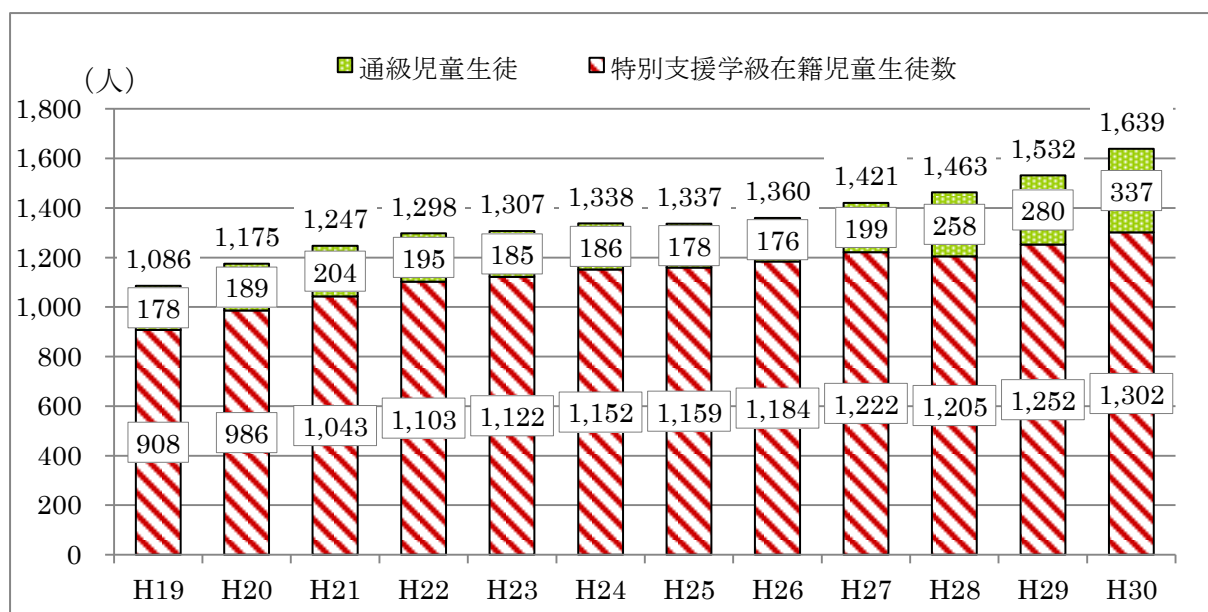


図 1 仙台市立小中学校の特別支援学級在籍者数及び通級児童生徒数の推移 (H30 度末現在)

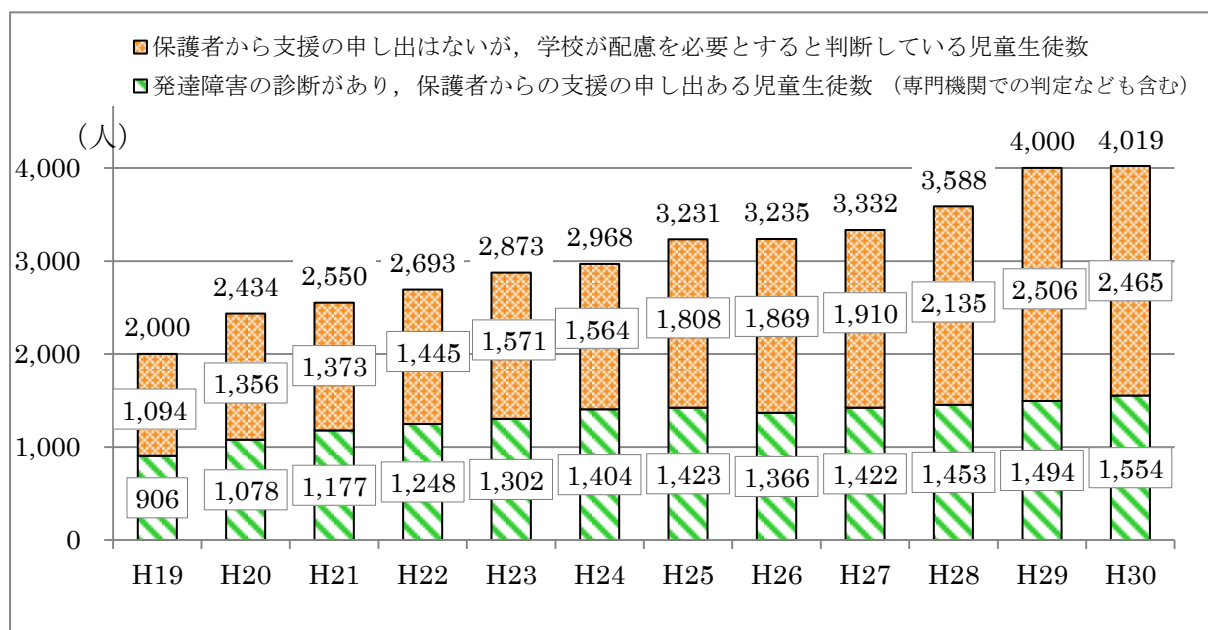


図 2 通常の学級で配慮が必要な児童生徒数 (小中学校) (H30 度末現在)

(2) 放課後支援

① 児童クラブにおける要支援児の増加

児童クラブでは、「仙台市すこやか子育てプラン 2015」において、児童クラブの対象学年を段階的に拡大してきており、平成 30 年度は小学校 1～5 年生及び特別な支援が必要な 6 年生の受け入れを行っている。

また、児童クラブの中でも、受け入れ児童の中で要支援児と判断され、職員の加配対象になっている児童の数は増加している。平成 30 年度は 26 年度の 1.54 倍となっている(図 3)ことから、児童クラブの中でも、発達障害児への対応が求められている状況といえる。

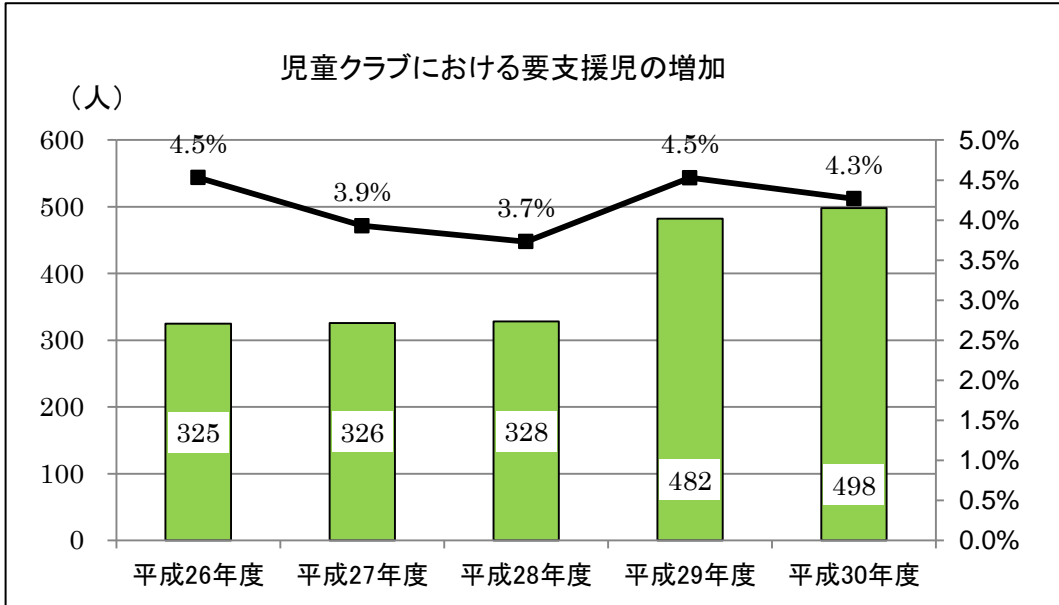


図3 児童クラブにおける要支援児の推移 ※各年度 4 月 1 日時点

② 放課後等デイサービスの事業所数および利用者数の増加

平成 11 年度より開始している事業であるが、平成 20 年から事業所数の伸びは 8.3 倍、利用者数も 3.6 倍となっており、利用者の増加が著しい(図 4)。また療育手帳を所持していない児童も少なくない状況であり、知的障害を伴わない発達障害児についても放課後支援ニーズが高まっている(表 1)。

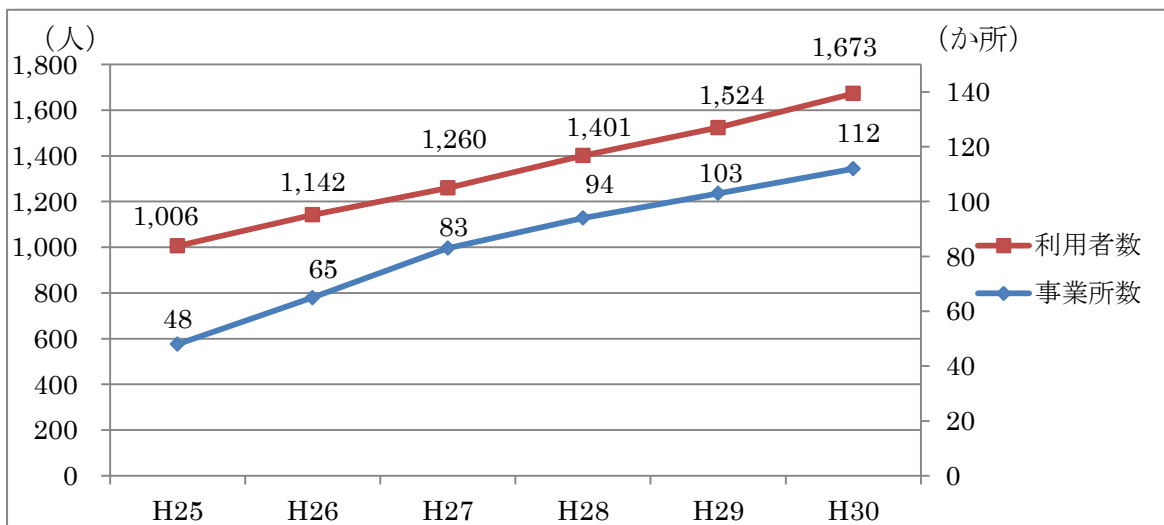


図4 放課後等デイサービス事業所数と利用者数の推移

表1 放課後等デイサービス利用者及び療育手帳交付状況（H30年度）

（人）

学年(年齢)	放デイ 支給決定者数	療育手帳交付状況		
		療育手帳 A	療育手帳 B	療育手帳なし
小学1年	196	31	81	84 (42.9%)
小学2年	198	38	72	88 (44.4%)
小学3年	164	33	70	61 (37.2%)
小学4年	174	40	63	71 (40.8%)
小学5年	170	55	64	51 (30.0%)
小学6年	159	38	81	40 (25.2%)
中学1年	116	39	53	24
中学2年	134	50	65	19
中学3年	133	39	74	20
高校1年	135	61	62	12
高校2年	120	55	57	8
高校3年	89	47	39	3
計 (%)	1,788 (100)	526 (29.42)	781 (43.68)	481 (26.9)

(3) 発達相談支援センター(以下、「アーチル」という。)の相談支援

平成30年度新規相談件数総数は1885件であり、その内訳は乳幼児相談1062件（前年比17%増）、学齢児相談528件（前年比16%増）、成人相談295件（前年比ほぼ同数）であった。傾向としては、学齢児の相談が増加し、就学を見据えて就学前の4、5歳児の相談も増加しており、平成31年度4月1日現在のデータから小学校1年生～18歳までの全ての年代で、約10%の児童・生徒が1度はアーチルに相談来所している計算となる(図6)。

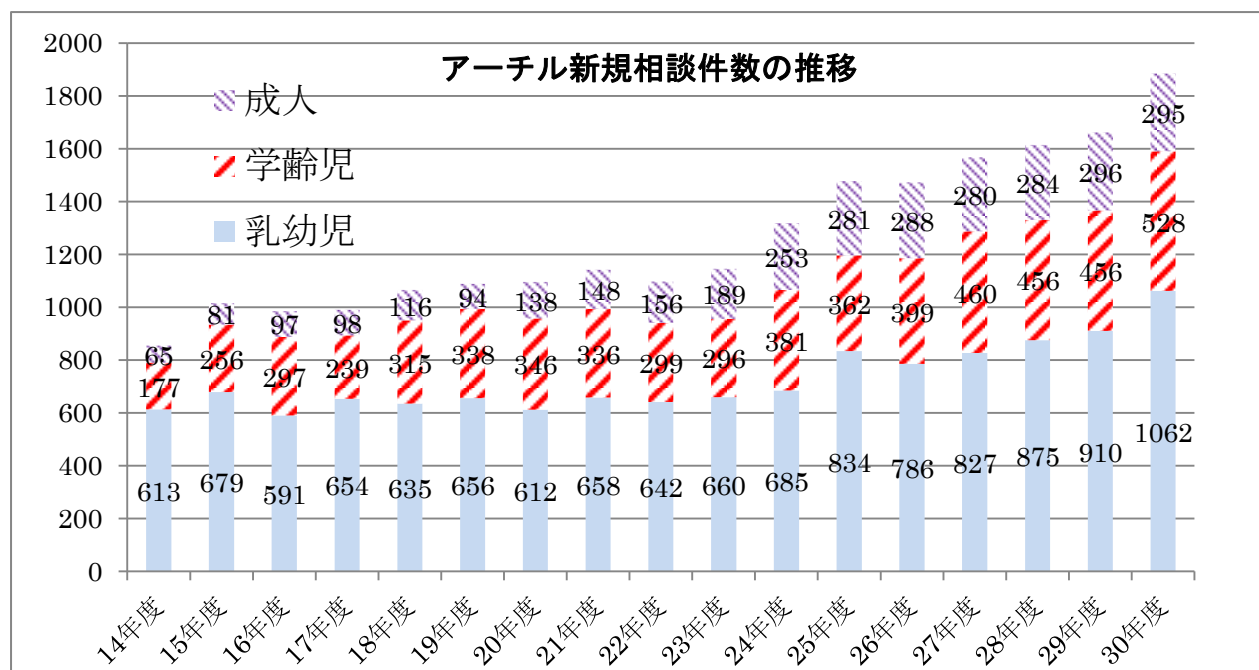


図5 アーチル新規相談の推移（H14～H30）

アーチルに相談履歴のある児童の割合

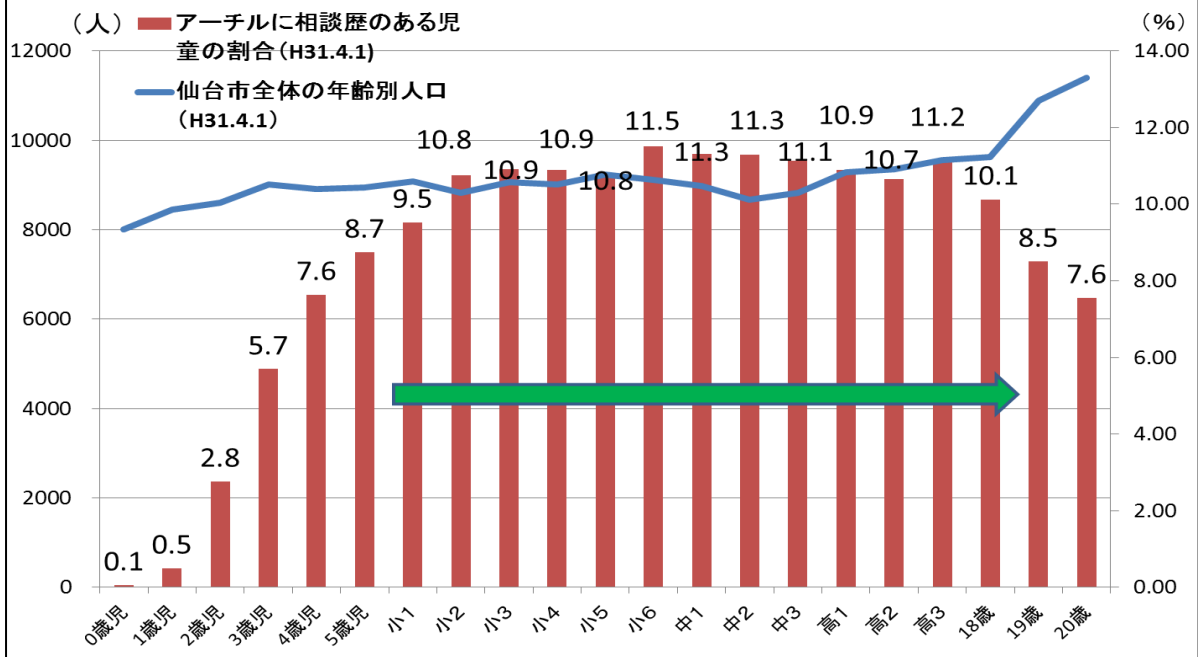


図 6 アーチルに相談履歴のある児童の割合 (H31.4.1 現在)

平成 30 年度継続相談件数の総数は 10,100 件である。乳幼児相談 2870 件（前年比 23%増）、学齢児相談 3992 件（前年比 37%増）、成人相談 3308 件（前年比ほぼ同数）であった。平成 30 年度から常勤医師 2 名が勤務し保険診療が開始され、その中でも学齢児の保険診療は多く 645 件と全体の 80%を占めている。学齢児の件数の増加の一因となっており、発達障害児への医療的な支援も求められている。保険診療を除いた相談件数のみでも学齢児前年比 15%増となっており、増加傾向は変わらない。

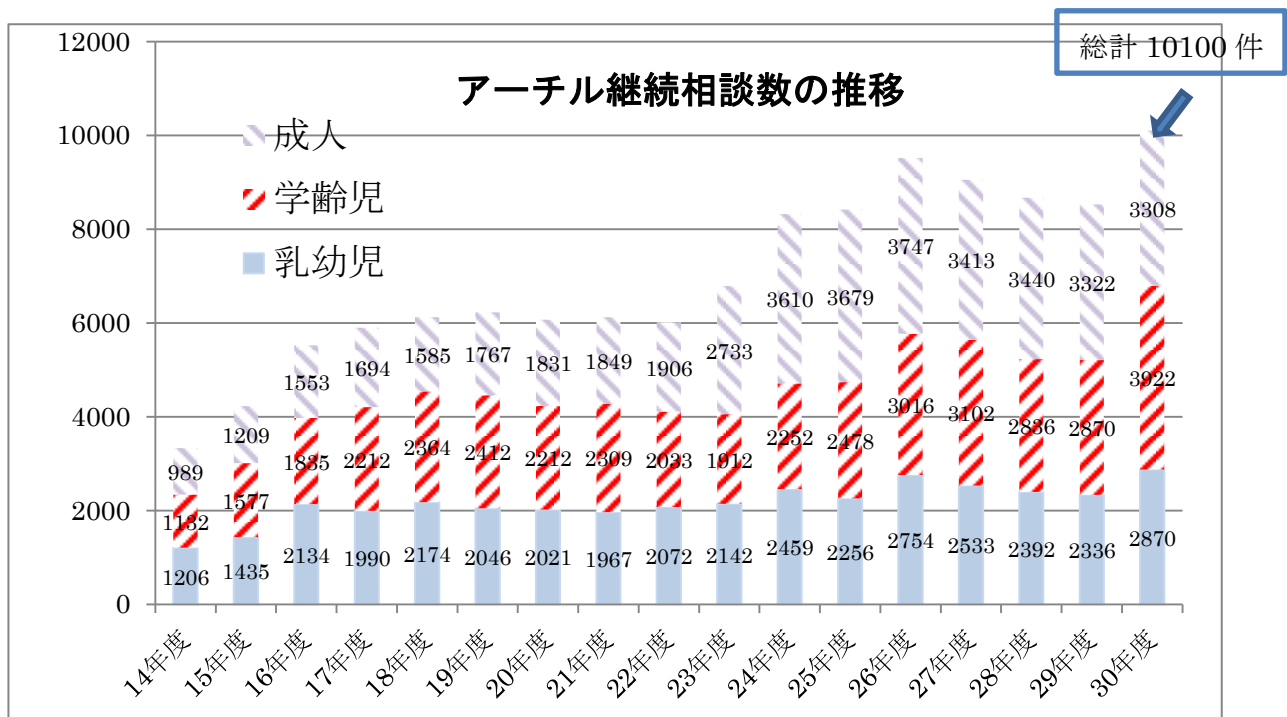


図7 アーチル継続相談の推移 (H14~30)

また、相談の内容を見ると、学齢期になって新規相談に来所するケースの多くが通常の学級に在籍しており、知的な遅れを伴わない場合が多い。また、発達障害の特性は顕著ではないが、学校での不適応をすでに起こしているケースの他、家庭環境など複合的な課題を抱えるケースなど、支援ニーズは多岐に渡っている。学校と連携強化して対応するケースは、学校生活における対応だけでなく、家庭生活全般に渡って支援を要する児童が少なくない。

2 学齢期の切れ目ない支援を推進していくために行われている取組

前述したように、学校や放課後支援など様々な領域で発達障害児への対応が求められており、さらにその内容を見ても、子どもだけではなく、家族支援も含めた複雑困難な課題にも同時に対応していくことが求められている。一機関だけでは課題解決が困難であり、子どもを取り巻く生活環境に広くアプローチしていくことが期待されている。こうした背景の中、切れ目ない支援を推進していくために、すでにそれぞれの分野ごとに様々な取組が行われている。部会では、学齢期の連携における課題を整理していくにあたり、まずは教育、子育て、福祉分野で行われている取組について確認した。

その中で、分野ごとに様々な課題を整理しながら人と人をつなぐための「コーディネーター」の配置、関係機関同士の連携を推進するための「場」、さらには具体的な支援を共有するための支援計画等の「ツール」について、部会で協議を行った。以下、それらを示す。

(1) 各分野におけるコーディネーターの配置

教育、子育て、福祉の各分野において、他機関との連携を推進する役割を担うコーディネーターが配置されている。

①教育分野

特別支援教育課が平成16年度より特別支援教育コーディネーター養成研修を行いながら各校1名より指名してきたが、現在は約80%の学校で複数名が指名されている。

②子育て分野

児童クラブ事業を主管する児童クラブ事業推進室が児童館と学校等の関係機関との連携の必要性から、平成30年度より児童館特別支援コーディネーターを段階的に要請しており、各館1名の配置を予定している。

③福祉分野

生活全体を見渡す役割を担う障害者相談支援事業所の相談支援専門員、各相談支援機関における相談員等がコーディネーターとして配置されている。

(2) 関係機関同士の連携を推進する場づくり

①教育分野

教育分野においては、特別支援教育課が主催する「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」が平成19年度より開催されており、全幼小中高、中等教育学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが参加している(参加者約210名)。

②子育て分野

子育て分野においては、平成30年度より児童クラブに配置が進められている児童館特別支援コーディネーター(候補者含む)が上記の特別支援教育コーディネーター連絡協議会にも参加することとなった。

③福祉分野

各区の自立支援協議会は、相談支援専門員、各相談支援事業所相談員、区障害高齢課、3 専門相談機関等が参加し、顔を合わせる場となっており、その支援における現状と課題を共有している。

(3) 子どもの育ちを支えるための支援計画の作成

①教育分野

特別支援学校及び特別支援学級在籍の児童生徒並びに通級による指導を受けている児童生徒については、平成 30 年度より全員個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成をすることとしている。また、通常の学級に在籍する発達障害者等のある児童生徒についても、これらの計画を作成するよう努めることとしている。

②子育て分野

要支援児に対する支援等について検討する会議を各児童館ごとに行っている。支援計画の作成等は今後の課題となっているが、個別のディリープログラムの作成を始めているところもある。

③福祉分野

児童発達支援事業や放課後等デイサービスについてサービス等利用計画の作成または個別の支援計画等を作成している。

3 学齢期の切れ目ない支援を推進する上での課題

部会では、「2 学齢期の切れ目ない支援を推進していくために行われている取組」で述べたとおり、各分野において連携を推進するための取組を確認してきた。一方では、以下の課題についても浮き彫りとなっている。

(1) 支援を必要とする対象の広がり

学校や児童館及び放課後等デイサービスにおいても、発達障害の特性は明確ではないものの支援を必要とする児童が増加している。その背景として、学校や家庭での生活または学習の困難を発達障害とつなげて相談来所していることが考えられる。しかし、発達障害の特性が明確でなくとも、日常生活に困り感があり、学校生活においても学習面や交友関係のトラブルを抱えている事例の他、家庭環境等の要因も関連した困難事例も少なくない。

特に学校現場では、学級担任は非常に多忙な状況の中、子どもの生活に関連する多様かつ複雑な課題にも対応することが求められている。支援を必要とする児童生徒のうち、発達障害の特性が強いケースや知的な遅れが明確なケースは保護者の支援希求も高く、相談機関にもつながりやすく、福祉分野の対象となることが多いことから、他機関との連携が行われやすい。一方、学校で対応に困難を抱えるケースとしては、知的な遅れがなく発達障害の特性が薄いものの、養育上の課題等、複合的な課題を抱えていて集団での対応に困難を抱えるケースであることが多い。学校が支援機関につなぐことが必要であると判断したとしても、保護者の支援希求が低いため、相談支援にもなかなかつながらない。多機関連携の必要性があったとしても、学校や児童館などの現場で問題を抱え込まざるを得ないという現状がある。

また、放課後等デイサービスの利用者の増加については、前述したところであるが、放課後等デイサービスなど福祉サービスを利用している児童生徒は障害児相談支援の導入が原則必要となる。本市では、セルフプランによる利用が多い状況となっている。本来、相談支援事業所の相談員との出会いにより、

生活全般にわたるトータルな支援、将来を見据えた支援が計画されていくことが期待されるが、現状としてはつながっていないケースも多い状況である。以上のように支援を必要とする対象に対して、教育・子育て・福祉がどのように継続的かつ重層的な支援をしていくのかが課題となっている。

発達障害児支援において支援を必要とするケース

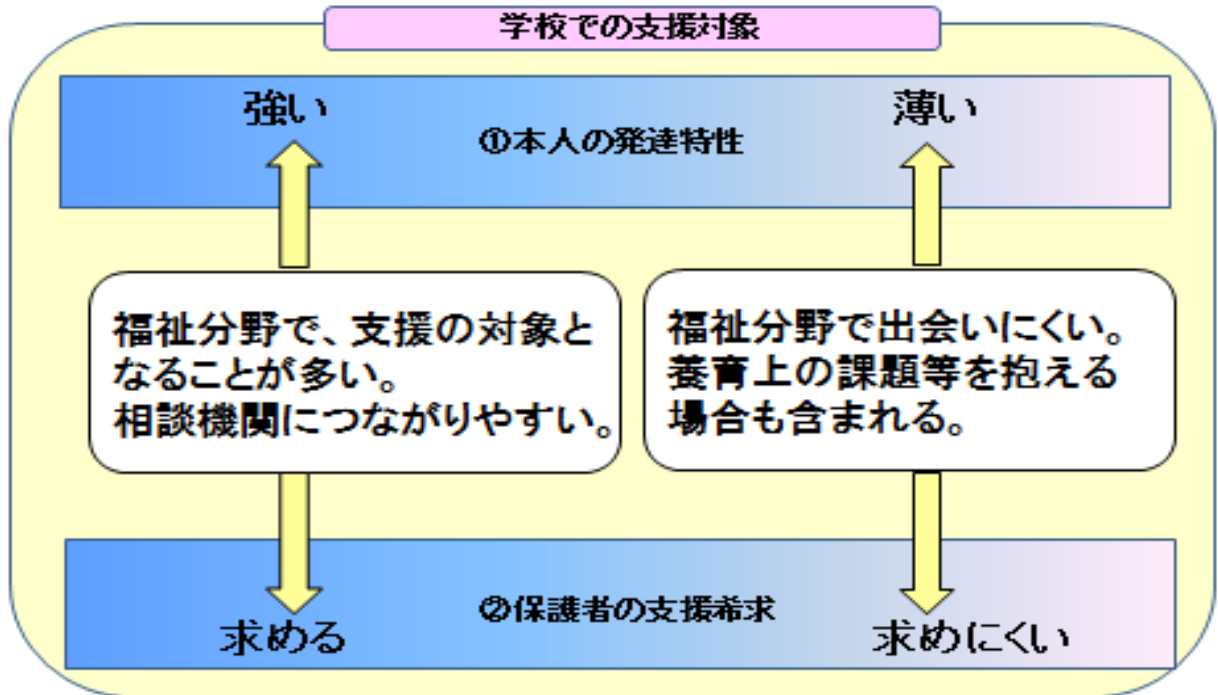


図8 発達障害児支援において支援を必要とするケース (H30 第2回部会 資料2)

(2) 多機関同士の連携における課題

関係機関同士で連携を行う必要があることは認識されつつあり、例えば福祉分野同士の連携などは比較的連携がスムーズに行われるようになってきているが、例えば教育と福祉のように分野が異なる機関同士は、相互の状況を十分に理解しながら連携を進めることが困難な場合もある。

学齢期の場合には、学校は子どもの生活の中心となる場である。特別支援教育が推進され、特別支援教育コーディネーターの全校での指名、個別の教育支援計画・指導計画の作成など、校内体制は充実してきている。一方で、学校で指名されている特別支援教育コーディネーターは学級担任等と兼務の場合が大半であるため、関係機関との調整時間の確保が難しいこともあり、役割を十分に果たせず、連携が滞る場合もあることが話題となった。部会では、こうした状況に対して、どう支援を広げて、異なる分野が協働でアプローチしていくことができるかが今後の課題であることを共有した。

また、個人の力量や熱意によらず、支援がこぼれ落ちず確実に引き継がれていく仕組みをどう作っていくかが課題であることも確認された。

また一方で、複数機関が関わっている支援度が高いケースについては、関係機関が集まって支援会議を行うことがあるが、全体的には各機関が協働で支援方針を立て支援を行うケースがまだ少ないこと、またどのような対象に対して、より濃密な連携を行っていくべきであるのかを共有することが難しい現状がある。

(3) 情報共有および連携ツールの活用における課題

① 支援計画の共有および引継ぎ等

進学時の引継ぎでは、短期間の中でたくさんの児童生徒の引継ぎが行われるため、十分に引継ぎが行われていない場合もある。また、学校で作成された個別の教育支援計画や指導計画、放課後等デイサービスで作成する支援計画については、それぞれで完成しているが、関係機関で共有が十分にされていない現状がある。

② サポートファイルの活用

アーチルでは保護者もしくは本人が様々な関係機関と関わる際に、今までの経過や本人の様子や特性などを記載したサポートファイルを乳幼児期に作成している。連携ツールとしてサポートファイルの普及を図っているが、学齢期における活用をさらに推進するため、平成 24 年度よりサポートファイルの普及に向けて検討を特別支援教育課と共に検討し、平成 26 年度特別支援教育コーディネーター連絡協議会の場でも周知しているが、それを今後さらに進める必要がある。特に、通常の学級に在籍する児童生徒については、サポートファイルのさらなる活用が望まれる。

また、保護者側よりサポートファイルを支援者に見せることにためらいがあるという声を聞くことがあり、サポートファイルの活用の有効性について保護者が十分な理解が得られていない場合、結果として活用する機会が少なくなってしまう現状があることも確認された。

以上のように支援者間でサポートファイル等の連携ツールを活用していくためには、「共有する内容」「共有する方法」「活用の方法」を整理しておく必要がある。

(4) 成人期から見えてくる課題

成長の過程で必要な支援を受けられず二次障害を抱え、成人期で様々な生活上の困難さがみられる事例もある。こうした事例では、複数機関が関わっているが、支援が統一されていない場合があること、また、発達障害の特性が顕著でなく一度相談につながっても支援が途切れてしまう場合があることも確認された。

また、成人期において自立した暮らしに必要とされる様々なスキルを習得する機会が得られなかった事例に対しては、個別に支援する必要がある。こうした成人期から見た課題についても、振り返りながら、学齢期の課題を整理していくことが求められる。

Ⅲ 課題解決のために必要となる視点

部会の中では、学齢期の連携等に関する様々な課題について整理し、これらの課題を解決していくために必要な視点について、共有してきた。その中では、支援者側に子どもの育ちを支えていくための視点と家族支援も含めた子育ての視点を大切にしていくことが重要であることが確認された。以下、その内容について示す。

1 目指すべき学齢期における支援の姿

成人期における本人らしい自立と社会参加を可能とするために、本人が自己肯定感や自己有用感を損なわず、自分で肯定的に捉えていけるようになることが重要である。支援者は、節目、節目での連携を充実させ、自己理解を深め、集団（学校のクラスや職場の人間関係）との距離の取り方や付き合い方を、自身で調整する力を高める支援をすることが必要であり、そのためには、本人および家族が安心して地域で生活できるよう、子どもの「育ち」と「暮らし」を支えるための支援体制の整備が求められる。その際に個別の家族支援だけでなく、支援機関も含む地域全体で子育てを支えていくという視点も必要

である。

2 必要な視点

子どもの「育ち」と「暮らし」を支えていくために必要となる視点は以下のことがあげられる。

- ・地域で暮らす子どもや家族が安心して相談できる場や人の確保
- ・人と関わるのが楽しいという信頼関係の構築
- ・将来の自立を視野に入れた支援
- ・子どもたちが自分の思いを自身で発信していく力を高めるための支援

IV 子どもの育ちを支えていくために必要となる支援体制の充実

1 分野や立場を超えた連携協働を進めるために必要となる地域の支援体制の整備

(1) 分野や立場を超えた連携協働のために必要な視点

子どもの育ちを支えていくためには、子どもの暮らしに関わる様々な支援者の連携が必要である。日頃から支援者同士の顔の見える連携を基に、地域での課題の共有が必要である。真の連携協働は自然発生的に生まれるものではなく、日々共に支援を積み重ねていく実践を通して深化していくものである。

連携協働とは単純に役割分担をするだけでなく、互いの役割を理解し実践を共にしていくことで支援者間の信頼関係も生まれてきて、重層的な支援体制につながっていくものである。

(2) 連携を推進するための場の考え方

連携を推進するための場は、大きく分けて2つある。1つはネットワーク会議等の支援機関同士が集まる場で情報交換をしたり、お互いの課題を共有することができる場である。既存の連携の場を最大限有効活用していくことが重要である。もう一つは、個別支援会議等で個別ケースを中心にした支援者間のネットワークである。個別支援会議などを積み重ねていくことで、共に子どもの姿を共有し、互いの役割を認識しながら、支援の実践を積み重ねていくことが必要であるが、一方では連携ツールなどを上手く活用し、効率的な連携のあり方も検討が必要である。

切れ目のない重層的な支援体制を構築していくためには、日頃からの顔の見える関係を基に、ケースごとにどのような連携が必要かを整理しておく必要がある。また、新たな連携の場の創出をするだけでなく、既存のネットワークを有効に活かしていくことも必要である。

地域における支援体制の構築のイメージ

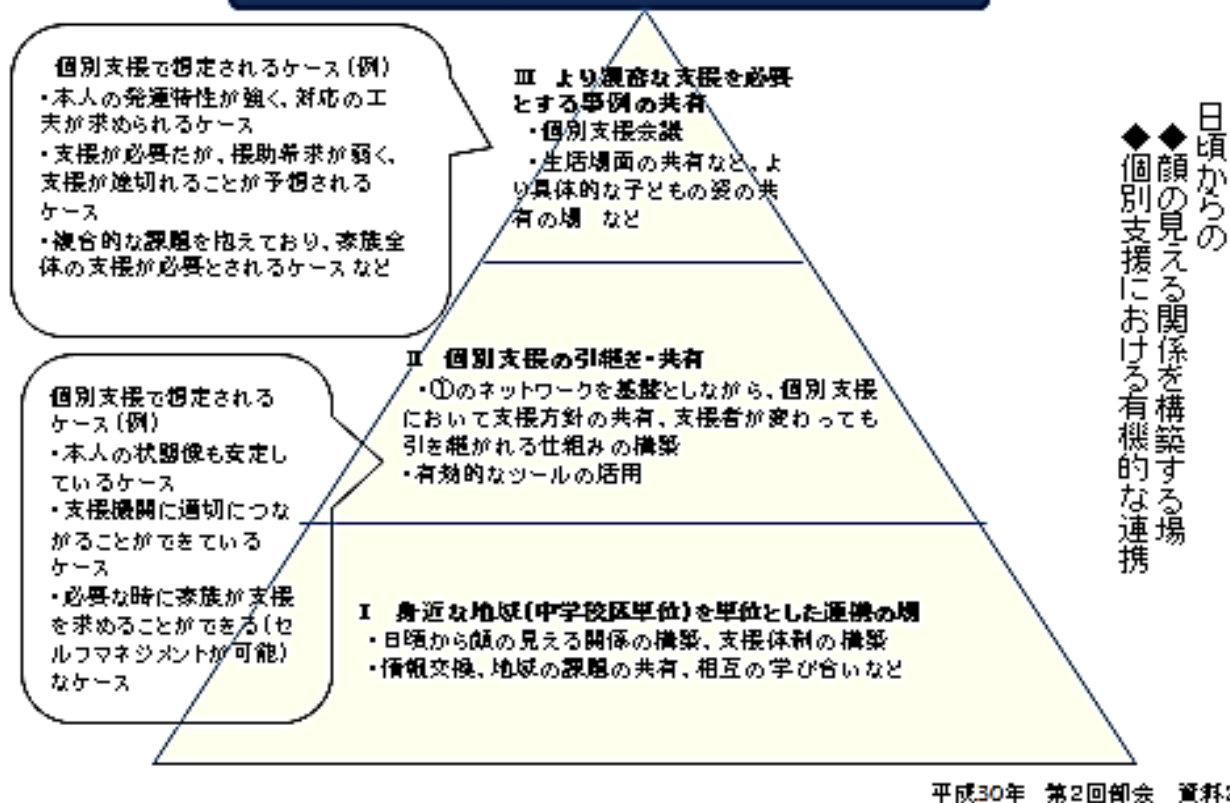


図9 地域における支援体制のイメージ

2 コーディネート機能の強化

(1) コーディネーターに期待される役割

コーディネーターに期待される役割は多岐に渡り、各支援機関においてはさらに専門的な役割を持つが、本人・家族を支援していく上で重要な役割として以下が考えられる。

1つ目は、直接支援をしながらアセスメントを行い、必要に応じて支援機関につなげる役割である。本人と直接関わり合いながら、本人のストレングスや困り感を把握する。

2つ目は、生活場面全体をアセスメントし、トータルな支援を行う役割である。現在起こっている課題、特定の場面だけではなく、これまでの生活歴、家族の置かれている環境等も含めてニーズを捉えた上で、必要な支援を行う。

3つ目は、分野や立場を超えて、子どもに関わる人と場をつなげていく役割である。個別支援会議等を通じて、分野や立場を超えた支援者同士がつながり、子どもの姿を共有する機会をコーディネートする。

(2) コーディネート機能の基本的考え方

支援にあたっては、特定の機関のコーディネーターが、単独ですべての関係機関の調整を行うことは不可能である。それぞれの機関のコーディネーターが日頃からネットワークを形成して、その連携の中で支援を進めていく事が大切である

3 支援を引き継ぐための情報共有・引継ぎの強化

(1) 情報共有や引継ぎの基本的な考え方の整理

学齢期は頻繁に支援者が変わる時期である。新しい支援者に出会っても支援が適切に引き継がれ、バトンをつないでいくことが必要である。進級、進学に伴うこれらの「縦の引継ぎ」に加え、日中と放課後など、1日の中でも様々な支援者が関わることから「横の連携」も大切になる。支援者個人の熱意や力量に依存したのではなく、仕組みとして考えつつ、多機関連携を想定し、個人情報保護を確保した上での情報共有の仕組みについても整理する必要がある。

(2) 支援の必要度に応じた引継ぎについて

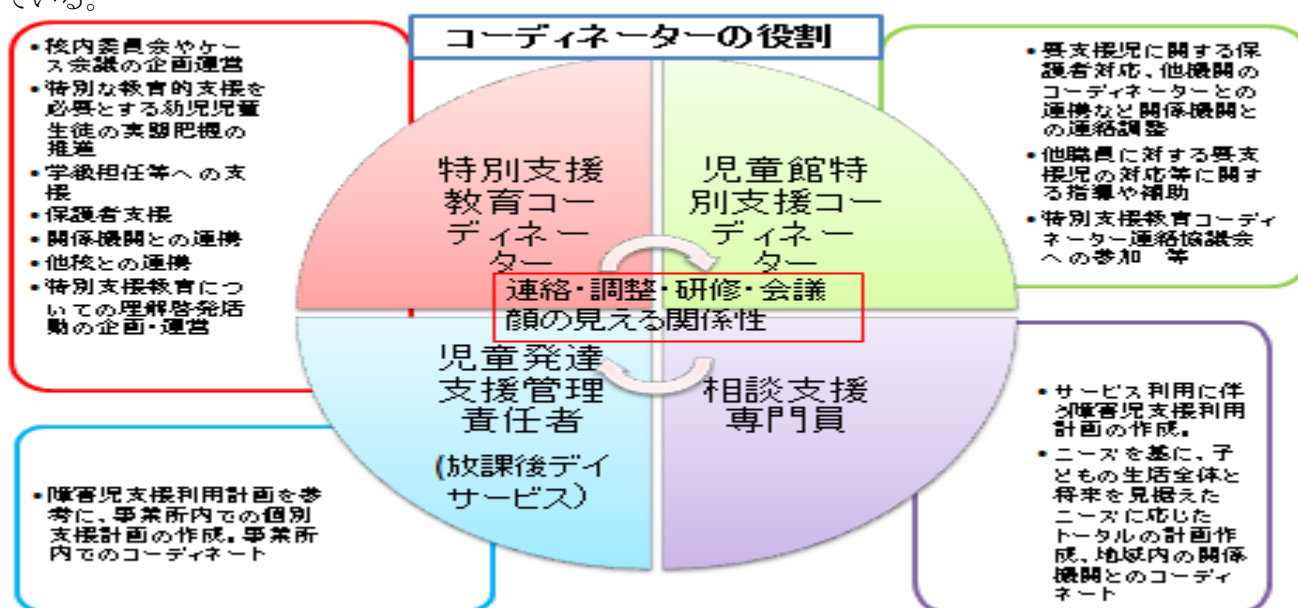
個別支援において、どのような引継ぎが必要かを見極めていくことが重要である。支援者間の連携が密に必要とされるケース（例、本人の障害特性が強い、家族の支援希求能力が弱い、虐待などのリスクが高い、家族機能が低下している等、いわゆる重篤ケース）もあれば、家族も含めたセルフマネジメントに一定委ねていけるケースもある。引継ぎの方法については、支援機関の連携の中で必要な方法を選択していくことが大切である。

(3) 連携ツールの活用による効果

連携ツールの活用期待される機能のひとつとして、本人・家族が主体的に発信し、本人・家族を中心とした支援を行うことができる点がある。本人、家族自身がどのような暮らしをしたいのか願いを共有することができ、その願いを基に支援を実現していくことができる。これらの実践を積み重ねていくことで、本人、家族自身がエンパワメントされていくこととなる。

機能の二点目は、支援者同士が情報を共有できるようにすることである。分野や立場の異なる支援者同士が、連携ツールを使って情報共有することで、具体的にどのような対応が必要かをイメージすることができる。

*連携ツールとは、情報共有の手段として、サポートファイル、個別支援計画、連絡票などを想定している。



4 人材養成の必要性

(1) 研修等の工夫

コーディネーター養成にかかる研修のあり方についての工夫が必要である。先述のとおり、発達障害児に支援を行う分野でそれぞれコーディネーターが配置され、子どもに関わる人や場をつなぐ役割が期待されているが、養成は各分野において別々に行われている。コーディネーターに期待される役割として、共通する内容を整理した上で、既存の研修と一緒に参加したりする等、研修のあり方を工夫することも考えられる。

また異なる専門職同士が学び合う機会を持つことで、互いの専門性について学ぶ機会となり、日々の個別支援における実践にも生かされるものとなりうる。

(2) 相談機関に期待されるアウトリーチ型の支援

支援を届けるための基本的な考え方として、発達障害については、すでにスペクトラム（連続体）として捉える考え方が広がってきており、生活の中での困り感に応じて柔軟に支援が展開されることが望ましい。

学校や児童館などで支援を必要とするケースは、必ずしも相談機関につながっているわけではなく、発達障害の特性が明確でなく分かりにくいケース、支援希求が弱く適切な支援につながりにくいケースなどもある。こうした状況を踏まえ、教育・子育て・福祉がつながっていくためには、相談機関には相談が来るのを待つだけでなく、積極的に生活の場に赴き、地域で一緒に課題解決をしていくことが期待される。

相談機関が地域の支援力を向上させていくことができよう訪問支援していくためには、子どもの生活上における困り感に応じて支援が柔軟に展開されていくことが必要である。一方で支援を必要とする対象の広がっていることや、学校や児童館の現場に様々な課題が持ち込まれることなどから、支援者の負担も大きくなっている。現場の支援者自身がバーンアウト（燃え尽き）せず、子どもたちを支えていくための支援者支援を積極的に行っていくためのアプローチが求められる。

支援者へ発達相談支援センター等の専門機関の持つノウハウを現場に還元していくことも必要である。支援者の抱える困難さに対して、タイムリーに現場に即した形で解決していくために、積極的な訪問等による支援を展開していくことが期待されている。こうした支援を円滑に展開していくためにも、専門機関も地域の関係者ととともに日頃からのネットワークを意識して支援していくことが必要である。

ネットワークを強固にしていくことで、単に顔の見える関係ができ支援が円滑になるだけでなく、支援者同士が互いに支え合う体制が構築されていくことにつながる。こうした日々の実践については、すぐに成果が見えにくいものであるが、個別事例への丁寧な取組を積み重ねていくことで、途切れない支援が展開され、結果的に重層的な支援体制の構築に繋がっていくものと言える。

V 令和元年度の取組の方向性

発達障害者支援地域協議会のテーマである「学齢期の発達障害児への「切れ目のない支援」

を実現するための連携・協働のあり方」をより具体的に検討していくため、「学齢期における連携のあり方検討部会」を設置し、上記のとおり平成30年度の取組を中間報告としてまとめた。今年度は中間報告を踏まえ、より実践的な取組を以下のとおり実施していく。

1 部会で継続する議論の方向性

- (1) 既存のネットワークの活用を促進し、学校や児童館、放課後等デイなどの「横の連携」、児童生徒が進学・進級等で支援者が交代する際の「縦の連携」の強化について
- (2) 連携を強化していくための既存の会議や研修、連携ツールの工夫について
- (3) 地域での居場所やインフォーマルなサポートについての検討について

2 関係機関による具体的取組について

- (1) 本市の特別支援教育実践研究協力校として「配慮が必要な生徒への支援について」をテーマとした実践研究の取組を特別支援教育課が行う予定である。アールもその実践研究に協力して様々な提案を行っていく予定としている。
- (2) 市内の「学校」、「児童館」、「地域」の連携協働が進んでいる地区の実践を学び、縦横の連携強化のあり方について検討する。
- (3) 困難ケースの支援を通して、分野を超えた連携や専門機関の役割を考える。放課後等デイサービス事業所が支援中の具体のケースワークを題材に、継続支援していく過程で得られた連携の在り方や使用した連携ツールや検討の場をまとめていく。

参考資料

- 1 発達障害者支援地域協議会・学齢期における連携のあり方検討部会委員名簿

**学齢期の発達障害児への「切れ目のない支援」
を実現するための連携・協働のあり方
(中間報告)**

令和元年 7月 4日

仙台市発達障害者支援地域協議会学齢期における連携のあり方検討部会

(事務局：仙台市北部・南部発達相談支援センター)

住所：〒981-3133 仙台市泉区泉中央2丁目24番1号(北部アーチル)

電話 022(375)0110

FAX 022(375)0142

ホームページ <http://www.city.sendai.jp/kenkou/hattatsu/gaiyou/>

仙台市発達障害者支援地域協議会 学齢期における連携のあり方検討部会

委員名簿

所属	氏名
仙台市立大和小学校 教諭	渥美 英樹
保護者	猪股 絵理子
宮城教育大学 教授	植木田 潤
仙台市田子西たんぽぽホーム 園長	小野寺 信子
仙台市東四郎丸児童館 館長	小岩 孝子
仙台市立向山小学校 教頭	齋藤 まり子
特定非営利活動法人彩り 代表理事	庄子 拓
仙台市自閉症児者相談センター 主任	西田 有吾
仙台市第二自閉症児者相談センター センター長	門田 優子
NPO 法人アフタースクールぱるけ 代表理事	谷津 尚美

以上 10 名（50 音順 敬称略）